

高層建築物による受信障害解消についての指導要領

(郵政省電波監理局長通達文書) S51. 3. 6

辺地及び都市におけるテレビジョン放送の難視聴解消を促進する方策を検討するため、昭和48年6月、郵政省は、テレビジョン放送難視聴対策調査会を設置し、同調査会は昨年8月、2年有余にわたる検討の結果を取りまとめた報告書を郵政大臣に提出した。同報告書においては、都市受信障害についての受信障害関係者の責務が明らかにされるとともに、受信障害が多発し、かつ、その原因が複合する地域について、受信障害の制度的解消を図ることが必要である旨指摘されている。郵政省は、同調査会の検討結果をも参考として受信障害解消の具体的方策を検討しているが、制度的解消を図るためには、立法上の措置等が必要であるため、なお相当の日時を要するものと考えられる。

したがって、受信障害の解消については、当面は、当事者間の協議にまたざるを得ない場合が多いものと考えられる。

また、受信障害解消の技術的方策については、同調査会の報告書において無線あるいは有線によるなど各種の方法が提言されており、これらについて鋭意検討を進めているところである。無線の活用については、SHF帯の電波の利用についての研究開発が進み、近い将来においてSHF帯放送による受信障害解消も期待できるが、当面の受信障害解消手段として技術的見地等からみて、共同受信施設の設置によらざるを得ない場合が多い現状にあると考えられる。

この指導要領は、以上のような事情から、高層建築物による受信障害を解消するため、当事者間で協議が行われる場合の当面の基準的考え方を示すものである。

なお、高層建築物の建設は、受信障害のみでなく、日照妨害、風害等の影響を周辺にもたらす場合が多く、これらが総合的に勘案され、解消されることが通例である。よって、具体的事例においては、この指導要領に締められる基準的考え方に機械的によることなく、当該事例における諸般の事情を勘案して最も妥当と認められる解消方法を採用することが望ましい。

受信障害解消の対象範囲について

受信障害解消の対象範囲の確定に資するため、建築士は、建築物の工事着手以前の受信障害予測地域の受信状況（受信品位、アンテナの態様等）及び工事中、完成後の受信障害発生地域の受信状況を調査し、その実態を把握するよう努める必要がある。

調査の実施に当たっては、このような調査について、経験と技術的能力を有する者（NHK、電波障害防止協議会等）の協力を求めるなどして行うことが適当である。

受信障害解消の対策範囲については、この調査結果等に基づき建築主と住民の間の協議により、できるだけ客観的、かつ、合理的に確定することが望ましい。

複数の建築物による受信障害について

複数の建築物により受信障害が発生していると推定される場合には、それらの建築物の建築主は受信障害調査について経験と技術的能力を有する者（NHK、電波障害防止協議会等）の協力を求めるなどして、可能な限り受信障害の主要な原因となっている建築物を客観的に確定するよう努める必要がある。受信障害の解消対策は、この調査により受信障害の主要な原因と認められた建築物の建築主が協議し、その結果に基づいて実施することが適当である。

この場合において、テレビジョン放送の受信の悪化に対し、決定的影響を与えた建築物又は建築物群の建築主が中心となって対策を推進することが適当である。

共同受信施設の設置の責任及び費用負担の在り方について

共同受信施設の設置については、建築物の建築が受信障害発生の原因であること、受信障害解消についての当事者間解決の事例においては、建築主の責任と負担で解決している場合が大部分であることからみて、受信障害発生の原因である建築物の建築主の責任と負担においてこれを行うことが適当である。

なお、設置する共同受信施設は、テレビジョン放送の再送信が可能な範囲で10年程度の耐久年数が見込まれるものとするのが適当である。

維持監理（更改を含む）責任及び費用負担の在り方について

1 家屋軒先に設置される保安器の出力端子からテレビジョン受像機までの屋内配線部分

この部分については、通常の場合にも受信者が自ら管理することが予定されており、かつ、受信者の家屋内のものであるため、受信者の責任と負担で維持管理を行うことが適当である。

2 共同受信アンテナから各戸の保安器までの設備及びこれらに附帯する設備

この部分については、基本的には受信障害発生の原因となっている建築物の建築主の責任と負担で維持管理を行うことが適当である。

しかし、共同受信設備を設置した場合、受信者は家庭用アンテナの更改費等テレビジョン放送の受信に通常必要とする経費の支出を要しないことになるため、この経費に相当する額は受信者が負担することが適当である。

なお、建築主の責任において維持管理を行うことが著しく困難又は不適當な事情があり、受信者側において組合を結成するなどして維持管理に当たることとなる場合も考えられるが、この場合においても維持管理の費用負担についての考え方は前記と同様である。

維持管理の実施について

基本的には、維持管理に責任を有する者が決定すべき事項であるが、共同受信施設の維持管理には専門的知識と技術を要するので、維持管理についての知識、経験と技術的能力を有する工事業者、有線テレビジョン放送施設者等に施設の保守を委託するなどして定期的に点検調整を行い、常に最善の受信を確保し得る体制にしておくことが望ましい。

その他

(共同受信施設の設置に対する受信者側の協力について)

共同受信施設の設置による受信障害の解消を円滑に推進するためには、共同受信アンテナの設置、ケーブル類の通線、私有地内の電柱設置等についての受信者側の積極的協力も必要である。

(後住者について)

共同受信施設が設置された後、新たに受信障害地域に家屋等を建築した住民（以下「後住者」という。）が共同受信施設の利用を希望する場合、有線テレビジョン放送法第 16 条の規定による役務の提供義務のない場合であっても、共同受信施設の設置者は、後住者に対しこれを利用させることが望ましい。この場合、付加的設備（引込線、保安器、屋内配線等）に要する経費は後住者が負担することが適当である。

(個別アンテナ対策について)

受信障害の程度が比較的軽微である等の理由により、共同受信施設によらず受信アンテナの位置、高さの変更等、いわゆる個別アンテナ対策により受信障害を解消できる場合においても、その対策は受信障害の原因となっている建築物の建築主の責任と負担により行うことが適当である。

[参 考]

(郵政省電波管理局長通達文書) S51. 3. 27

本指導要領は、対象を高層建築物としているが、高架鉄道、高速道路、送電線等高層建築物以外の建造物による受信障害の解消について相談を受けた場合には、当事者間の協議に関し、本指導要領に準じ対処されたい。